

特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム 定款

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム（以下「本会」と呼ぶ。）と称する。

2 英文名称は、Sustainability Forum Japan（略称Sus-FJ）とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

【第2章 目的および事業】

(目的)

第3条 本会は、サステナビリティ・レポーティング（企業等の組織と、それを取り巻く社会と地球環境を永続させるための活動に関する報告）のための国際的標準づくりをめざす組織「Global Reporting Initiative（略称：GRI、日本語表記：グローバル・レポートинг・イニシアチブ）」と連携し、組織の環境・社会・経済活動の情報公開の促進により、市民のための持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を実現するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) サステナビリティ社会構築に向けた調査・研究・支援事業
- (2) 企業のCSR活動を啓発・促進する事業
- (3) サステナビリティ・レポートингの国際標準をめざすGRIガイドラインの普及・啓発事業
- (4) サステナビリティ・レポートингに関する研究を推進し、国内外へ提言・提案を行う事業
- (5) その他関連事業

【第3章 会員】

(会員の種別)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、運営に関わる意思をもって入会した団体および個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した団体および個人

(入会) 第7条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 本会の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 3 代表理事は、前2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 会員である団体が解散または破産したとき
- (5) 会費を滞納し、かつ催告後6か月を経ても納入しないとき
ただし、代表理事が特段の事由があると判断したときは、この限りでない

(退会)

第9条 会員が、本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該会員にあらかじめ通知すると共に、事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 本会は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金品は返還しない。

【第4章 役員、評議員および役職者】

(役員の種別および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以下 理事のうち3名以内を代表理事とする。
- (2) 監事 1名以上2名以下

(役員の選任)

第13条 理事は、正会員のうちから役員選定内規に従って評議員会が選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事は理事の互選による。
- 3 監事は総会で選任される。
- 4 監事は理事または本会の職員を兼ねてはならない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、その業務について、本会を代表しない。

- 2 理事は、理事会を構成し、定款および細則の定め、総会および理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 3 代表理事が複数ある場合の職務執行の分担については、別に定めるものとする。
- 4 代表理事に事故があるとき、または欠けたときには、理事会においてあらかじめ定めた順序により定められた者がその職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務の遂行または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員または増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまで役員はその任にあるものとする。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会に出席した正会員の過半数の議決をもって解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐え得ないと認められたとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員の報酬・弁済等)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(評議員の定数)

第18条 本会に、20名以上、40名以下の評議員を置く。

(評議員の選任)

第19条 評議員は、正会員の中から理事会が選任する。

(評議員の職務)

第20条 評議員は評議員会を構成し、理事の選任を行う。

2 評議員会は理事会から諮問された事項について議決し、意見を述べることができる。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員または増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3 評議員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまで役員はその任にあるものとする。

(評議員の解任)

第22条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときには、理事会に出席した理事の過半数の議決をもって解任することができる。ただし、その評議員に対し、理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐え得ないと認められたとき

(2) 職務上の業務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(評議員の弁済等)

第23条 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

2 弁済額および弁済に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(役職者)

第24条 本会に役職者を置くことができる。

2 役職者とは、会長、相談役および顧問をいう。

3 会長は、理事会の推薦により、代表理事が理事の中から選定した者に委嘱する。

- 4 相談役は、理事会の推薦により、代表理事が理事経験者である正会員または賛助会員に委嘱する。
- 5 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 6 会長は、本会の運営に関して助言を行うことができる。
- 7 相談役および顧問は、本会の運営に関して代表理事の諮問に応じ助言を行い、または理事会の要請に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- 8 会長、相談役および顧問の任期については、第15条第1項の規定を準用する。

【第5章 総会】

(種別)

第25条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

第27条 総会は、この定款で別に定めるもの他、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 監事の選任
- (6) 役員の解任
- (7) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面（電子メールを含む）によって開催の請求があった場合
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 総会の招集は、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子メールを含む）によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。

3 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、出席した正会員のうちから代表理事が指名する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。

(表決)

第32条 総会の議事は、この定款に規定するもの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における各正会員の表決権は平等である。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第33条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第31条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。
- 3 第29条の場合において、議決すべき事項につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなし、前条第3項が適用される。

(議事録)

- 第34条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【第6章 理事会】

(構成)

- 第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第36条 理事会は、この定款で別に定めるものその他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (2) 会費に関する事項
- (3) 評議員の選任および解任に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他、会務の執行に関する事項

(開催)

- 第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面（電子メールを含む）によって招集の請求があつたとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつた場合

(招集)

- 第38条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子メールを含む）によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。この場合、召集の通知は監事にも行う。
- 3 代表理事は、前条第1項第2号および第3号の規定による請求があつたときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、代表理事が指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

- 第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(表決)

- 第41条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 理事会における各理事の表決権は平等である。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、当該議決に加わることはで

きない。

(書面表決等)

第42条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人とし、表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決した理事は、第40条の規定の適用については理事会に出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。

4 第38条の場合において、議決すべき事項につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【第7章 評議員会】

(構成)

第44条 評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

第45条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 理事の選任に関する事項

(2) その他、理事会により、諮問を受けた事項

(開催)

第46条 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子メールを含む）によって招集の請求があったとき

(招集)

第47条 評議員会は、代表理事が招集する。

2 評議員会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子メールを含む）によって、開催日の7日前までに通知をしなければならない。

3 代表理事は、前条第1項第2号の規定による請求があつたときは、速やかに評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第48条 評議員会の議長は、代表理事が指名した評議員がこれにあたる。

(定足数)

第49条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(表決)

第50条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 評議員会における各評議員の表決権は平等である。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する評議員は、当該議決に加わることはできない。

(表決権等)

第51条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、または出席する評議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決した評議員は、第49条の規定の適用については出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第47条の場合において、議決すべき事項につき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなし、前条第3項が適用される。

(議事録)

第52条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および評議員会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名し、これを保存する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 評議員会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 評議員会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

【第8章 資産および会計】

(資産の構成)

第53条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第54条 本会の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第55条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行う。

(経費の支弁)

第56条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもつて終わる。

(事業計画および活動予算)

第58条 本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第59条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および活動決算)

第60条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査および理事会の議決を経たう

え、通常総会の承認を得なければならない。

(剩余金の処分)

第61条 本会の決算において剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越す。

【第9章 定款の変更、解散および合併】

(定款の変更)

第62条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
2 前項の法第25条第3項に規定する事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第63条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第64条 本会が解散（合併または破産による解散を除く。）の際に有する残余財産は、法第11条第3項に掲げるもののうちから、総会において出席した正会員の過半数をもって決したものに譲渡する。

(合併)

第65条 本会が合併する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

【第10章 運営委員会および事務局】

(運営委員会)

第66条 理事会は会務の執行を円滑なものにするために運営委員会を設置することができる。
2 理事会は正会員および賛助会員の中から運営委員会の委員（運営委員）を選任する。
3 運営委員会に関する規則は理事会で定める。

(事務局)

第67条 本会には事務局を置く。
2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

【第11章 公告の方法】

第68条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

【第12章 雜則】

第69条 この定款の実施に必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初における会員の種別と年会費は以下の通りとする。

正会員

団体会員

(1) 企業会員	一口 100,000 円
(2) 中間組織会員	一口 50,000 円
(3) CSO (NGO) 会員	一口 10,000 円

個人会員

一口 10,000 円

賛助会員

団体会員	一口 200,000 円
個人会員	一口 50,000 円

- 3 本会の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

会長	山路 敏彦	三郎
代表理事	山後 藤敏彦	三郎
同	河野 正彦	三郎
理事	加藤 孝彦	三郎
同	木内 孝彦	三郎
同	高見 孝彦	三郎
同	立野 孝彦	三郎
同	谷口 孝彦	三郎
同	菱山 孝彦	三郎
同	稻岡 孝彦	三郎
同	大林 孝彦	三郎
同	紙山 孝彦	三郎
同	小本 孝彦	三郎
同	竹本 孝彦	三郎
同	山口 孝彦	三郎
同	浅岡 孝彦	三郎
同	稻永 孝彦	三郎
同	高巳 孝彦	三郎
同	辰藤 孝彦	三郎
同	草沼 孝彦	三郎
監事	岸本 孝彦	三郎

- 4 本会の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年1月31日までとする。

- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 58 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の事業年度は、第 57 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 10 月 31 日とする。

これは当法人の定款の原本に相違ありません。

平成 25 年 5 月 14 日

東京都港区白金台 3 丁目 19 番 6 白金台ビル 5 階
特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム
理 事 后 藤 敏 彦